

【令和3年度（第1回）】

## 執行官採用選考

### 筆記試験（択一式）問題

（注意）

- 1 問題用紙は1ページから13ページまで、問題数は全部で20問です。最初に落丁、乱丁等がないかを確認し、ある場合には、試験官に申し出てください。
- 2 配点は、1問につき5点（合計100点）です。
- 3 解答用紙には、正解と思われる選択肢の番号を記入してください。

第1問 財産権に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更することは許されない。
- 2 持分価額2分の1以下の森林共有者に対し共有物分割請求権を否定する規定を設けることにつき、森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り、ひいては森林の保続培養と森林の生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資するという立法目的は、公共の福祉に合致しないことが明らかであるとはいえない。
- 3 ため池の破損、決かいの原因となるため池の堤とうの使用行為は、憲法でも、民法でも適法な財産権の行使として保障されていないものであって、憲法、民法の保障する財産権の行使の埒外にあるものというべきであるから、これらの行為を条例をもって禁止、処罰しても違憲ということとはできない。
- 4 特定の人に対し、特別に財産上の犠牲を強いる処分を定める法令は、当該法令に損失補償に関する規定がなくとも、憲法29条3項に違反するとは限らない。

第2問 執行文に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 確定判決に基づく強制執行を実施するには、原則として、当該確定判決に執行文が付されていなければならないが、動産に対する強制執行の場合には、例外的に執行文が付されていなくても強制執行を実施することができる。
- 2 執行文の付与の申立てに関する異議の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 3 確定判決に表示された当事者以外の者が不動産に対する強制執行を申し立てた場合、その者のために強制執行をすることができることが執行官に明白である場合には、承継執行文の付与を受けていなくても不動産に対する強制執行を実施することができる。
- 4 執行証書を作成するのは公証人であるが、執行証書について執行文の付与を行うのは、公証人ではなく裁判所書記官である。

第3問 代理に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 代理権は、代理人が死亡した場合には消滅するが、本人が死亡した場合には消滅しない。
- 2 復代理人が相手方から受領した物を代理人に引き渡した場合には、本人に対する受領物引渡義務は消滅する。
- 3 同一の法律行為について、当事者双方の代理人としてした行為は、当事者双方があらかじめ許諾した行為についても、代理権を有しない者がした行為とみなされる。
- 4 無権代理人を本人とともに相続した者がその後さらに本人を相続した場合は、当該相続人は、本人の資格で無権代理行為の追認を拒絶することができる。

第4問 執行官の職務に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 執行官が債務者の保佐人であるときは、執行官は職務の執行から除斥され

る。

- 2 執行官の義弟が当事者と共同権利者の関係にあるときは、執行官は職務の執行から除斥されない。
- 3 執行官がその取り扱うべき事務について当事者の代理人であるときは、執行官は職務の執行から除斥される。
- 4 執行官が申立人の兄であるときは、執行官は職務の執行から除斥されない。

第5問 共有に関するアからオの記述のうち、正しい記述をすべて挙げているものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 共有者が1年以内にその持分に応じた管理の費用を支払わないときは、他の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得することができる。
- イ 共有地の不法占拠者に対する妨害排除と明渡しの請求は、各共有者が単独ですることができる。
- ウ 共有者の一人が死亡し、その相続人がいないときは、死亡した共有者の共有持分は国庫に帰属する。
- エ 共有者間における共有持分の譲渡は、登記なくして、他の共有者に対抗することができる。
- オ 共有物に対する不法行為による損害賠償請求は、各共有者が自己の持分についてのみこれを行行使うことができ、共有者の一人が共有物に関する全損害額の賠償を請求することはできない。

- 1 ア, イ, エ
- 2 ア, イ, オ
- 3 イ, ウ, エ

4 ウ, エ, オ

第6問 刑罰に関する次の記述のうち、誤っているもののみを組み合わせた選択肢を一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 刑法は、主刑として、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を定めており、付加刑として没収を定めている。

イ 我が国は、罪刑法定主義を採用しているので、犯罪後の法律によって刑の変更があった場合でも、変更後の軽い刑で処罰することはできない。

ウ 強制執行妨害目的財産損壊罪の法定刑は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金、又はこれの併科であるので、法定刑として2年以上の有期懲役が定められている非現住建造物等放火罪よりも、法定刑が軽い。

エ 懲役と禁錮では、前者の方が重い刑であるから、禁錮の方が重くなることはない。

オ 強盗致傷罪の法定刑は無期又は6年以上の懲役であるから、酌量減輕すれば、刑の全部の執行を猶予する余地がある。

1 ア, イ

2 ア, ウ

3 イ, エ

4 エ, オ

第7問 現況調査に関する次の記述のうち、正しいものの個数を選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 執行官は、執行裁判所から現況調査命令を受けた場合、所定の日までに現況調査報告書を執行裁判所に対して提出しなければならない。
- イ 執行官は、不動産の現況調査をするに際しては、不動産の形状や占有関係に加え、債務者以外の第三者が不動産を占有している場合にはその占有権原の有無を調査する必要があるものの、第三者の占有の開始時期については調査する必要がある。
- ウ 執行官は現況調査をするに際して不動産に立ち入るために開錠する必要がある場合には、開錠の1週間前までに占有者に対して通知を行う必要がある。
- エ 執行官は不動産の買受希望者に対して、目的不動産の現況を正確に調査すべき注意義務を負っており、現況調査報告書の記載内容が目的不動産の実際の状況と異なっていた場合には、直ちに執行官がこの注意義務に違反したものと評価される。

- 1 0個
- 2 1個
- 3 2個
- 4 3個

第8問 保全命令に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 保全命令は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が発することができる。
- 2 保全命令は、担保を立てさせないで発することができる。
- 3 保全命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

- 4 保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあった後においても、債務者の同意を得ることを要しない。

第9問 民事訴訟に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 外国人の訴訟能力の有無は、当該外国人の本国法によって判断され、本国法において訴訟能力を有しない場合、訴訟能力が否定される。
- 2 訴訟行為をするのに必要な授權を欠いている者に対し、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならないが、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、その者に一時訴訟行為をさせることができる。
- 3 未成年者は、法定代理人によらなければ訴訟行為をすることができない。
- 4 法定代理権の消滅は、法定代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。

第10問 不動産競売に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 買受けの申出をしようとする者は、期日入札、期間入札、競り売りのいずれの場合も、原則として売却基準価額の10分の1の額の保証を提供しなければならない。
- 2 買受人に不動産の所有権が移転するのは、売却許可決定時である。
- 3 買受けの申出があった後であっても、買受人が実際に代金を納付する前であれば、強制競売の申立債権者は、最高価買受申出人の同意を得ずに強制競売の申立てを取り下げることができる。
- 4 代金を納付した買受人から債務者以外の占有者に対して引渡命令の申立て

があったとき、執行裁判所は、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかなきとき、又は既にその者を審尋しているときを除いて、占有者を審尋しなければならない。

第11問 抵当権に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 土地賃借人が賃借土地上に所有する建物について抵当権を設定した場合には、建物が取壊しを前提とする価格で競落された等の特段の事情のない限り、抵当権の効力は前記建物の所有に必要な賃借権に及ぶ。
- 2 抵当不動産の賃借人は、抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後でも、抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺を、抵当権者に対抗することができる。
- 3 土地に対する抵当権の設定後に当該土地上に建物が建築されたときは、抵当権者は、土地と共に当該建物を競売することができる。
- 4 主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。

第12問 不動産の引渡し等の強制執行に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 不動産の引渡しの強制執行の方法としては、直接強制によるほか、間接強制によることも認められている。
- 2 不動産の引渡しの強制執行をするには、執行官が、明渡しの催告があった日から1月を経過する日を引き渡し期限と定めて、占有者に対して事前に明

渡しの催告をしておかなければならない。

- 3 不動産の引渡し等の強制執行の際に、執行の目的物でない動産が存在する場合、執行官は、それを取り除いて、直ちに売却することができる。
- 4 不動産の明渡しの催告は、やむを得ない事情がある場合を除き、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあった日から1月以内に実施しなければならない。

第13問 衆議院の優越に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 法律案は、さきに衆議院に提出しなければならない。
- 2 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合には、自動的に衆議院の議決が国会の議決となる。
- 3 条約の締結に必要な国会の承認について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合には、両院協議会を開かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から国会の議決で、これを指名する。

第14問 執行官の職務に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 執行官が職務の執行として差し押えた金銭は、これを受け取るべき者に直ちに交付し、又は供託するものを除き、当該執行官が保管する。
- 2 執行官は、その職務を行なうについて特に必要があるときは、総括執行官の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。
- 3 執行官が現況の調査を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によって現況の調査を実施できなかったときは、

執行官は当該事務に係る手数料を受ける。

- 4 利害関係人は、執行官が職務上作成する書類の閲覧を求めることができない。

第15問 債権者代位権に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 離婚の際の財産分与請求権は、協議あるいは審判等によって具体的内容が形成されるまでは、代位行使の対象とならない。
- 2 債権者は、債務者に対して100万円の金銭債権を有している場合に、500万円の価値のある不動産の所有権全部について、債務者の第三者に対する移転登記請求権を代位行使することができる。
- 3 債権者は、債務者に対して500万円の金銭債権を有している場合に、100万円の価値のある不動産の所有権全部について、債務者の第三者に対する移転登記請求権を代位行使して、自己の名義に移転登記をすることを求めることができる。
- 4 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方となる第三者は、債務者に対する同時履行の抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

第16問 民事訴訟に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。
- 2 訴えは、判決確定後でも、被告の同意があれば取り下げることができる。

- 3 被告が訴えの取下げに対する同意を拒絶した後、改めて同意をしたとしても、訴えの取下げは効力を生じない。
- 4 裁判外で訴えの取下げの合意が成立したと認められた場合であっても、原告が訴えを取り下げない限り、当該訴えは適法なものとして本案判決がされる。

第17問 債務者の財産状況の調査に関する次の記述のうち、正しいものの個数を選びなさい。

- ア 財産開示期日における手続は原則として公開されるが、執行裁判所が相当と認めた場合には、非公開とすることもできる。
- イ 財産開示期日に関する事件記録の閲覧又は謄写等を請求することができる者は、財産開示手続の申立人及び債務者（債務者に法定代理人がある場合には当該法定代理人、債務者が法人である場合にはその代表者）に限られる。
- ウ 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に正当な理由なく出頭しなかった開示義務者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。
- エ 債務者に対して貸金債権を有する債権者は、当該債務者に対して財産開示手続を実施した後であれば、債務者の知れている財産に対する強制執行を実施しても、完全な弁済を得ることができないことを疎明して、債務者の給与債権に係る情報取得命令を得ることができる。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個

第18問 強盗罪に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 財産上不法の利益を得たといえるためには、相手方が債務の免除の意思表示をするなどの処分行為を要するから、暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧して、相手方が事実上債務の弁済を求めることができない状態に陥ったとしても、強盗利得罪は成立しない。
- 2 強盗罪における暴行・脅迫は、社会通念上一般に被害者の反抗を抑圧するに足る程度のものか否かという客観的基準により決定されるものであるから、ブリキ製のけん銃を相手方に突きつけたとしても、当該行為が強盗罪における暴行・脅迫と評価されることはない。
- 3 事後強盗罪における既遂・未遂は、財物取得の有無により決せられるから、窃盗犯人が、財物を得てこれを取り返させることを防ぐ目的で、暴行又は脅迫に及んだ場合には、事後強盗罪の未遂は成立する余地がない。
- 4 強盗致傷罪の客体である人は、強盗の被害者をいうから、強盗犯人が、強盗の機会に、強盗の被害者ではない第三者に傷害を負わせた場合には強盗致傷罪は成立せず、強盗罪と傷害罪がそれぞれ成立するにとどまる。

第19問 贈与に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 書面によらない贈与は、その履行が終わった部分であっても、各当事者が解除することができる。

- 2 ある財産を相手方に譲渡する契約をした書面に「売買契約書」と記載されているときは、贈与が成立することはない。
- 3 負担付贈与において、受贈者がその負担である義務の履行を怠るときは、贈与者は、贈与契約を解除することができる。
- 4 死因贈与の成立には、相手方の受諾を要しない。

第20問 仮差押えの執行に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 不動産（登記をすることができない土地の定着物を除く。）に対する仮差押えの登記は、執行官がこれを囑託する。
- 2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。
- 3 金銭の支払を目的とする債権に対する仮差押えの執行は、執行官が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。
- 4 債務者が、所定の仮差押解放金を供託したことを証明したときは、執行官は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。